

報告第1号

## 専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和7年5月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 処分理由

地方税法の一部改正に伴い、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を定める等のため、芦屋市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

芦屋市長 高 島 峻 輔

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第93条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第93条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>

改正後	改正前
<p><u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げるものを除く。)</u>又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 軽自動車等を運転する者の道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された運転免許証又は<u>同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、<u>運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、免許情報記録個人番号カード(道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。)</u>を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。)を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>附 則</p>	<p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 軽自動車等を運転する者の道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された運転免許証の番号、<u>交付年月日及び有効期限並びに運転免許証の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項若しくは第31項から第33項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p>13 <u>市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略)</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第34項まで、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第93条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市市税条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を定める等のため、所要の改正を行ったもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 軽自動車税

ア 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下で最高出力を4.0kW（現行の原動機付自転車の50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする。（第93条関係）

イ 身体障害者等が所有する軽自動車等の種別割の減免申請におけるマイナ免許証の取扱い（第98条関係）

(ア) 軽自動車等の種別割の減免について、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）の免許情報記録の番号、運転免許の年月日及び免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件を申請書に記載する方法も可能とする。

(イ) マイナ免許証を提示したときは、当該マイナ免許証に記録された特定免許情報（※）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

※ 特定免許情報とは、免許情報記録の番号、免許の年月日及び有効期間の末日、免許の種類、運転免許の条件並びに免許を受けた者の写真その他公安委員会が必要と認める事項をいう。

##### (2) 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から定められた期間内に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分

所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても当該減額措置を適用できることとする。（附則第16条の3関係）

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和7年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

改正後の固定資産税に係る規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

2(1)アの規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。